第十二条の見出しを「（法第四条第五項に規定する政令で定めるもの）」に改め、同条中「第四条第三項」を「第四条第五項」に改め、第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、同条第五号中「第八号」を「第五号」に改め、同号を同条第二号とし、同条中第六号を第三号とし、第七号から第九号までを三号ずつ繰り上げ、同条を第十四条とし、第十一条の次に次の二条を加える。

（厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引等）

第十二条　法第四条第二項第一号に規定する政令で定める取引は、その締結が同条第一項に規定する特定取引に該当することとなる契約に基づく取引であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　その取引の相手方が当該契約の締結に際して行われた取引時確認（当該契約の締結が他の取引の際に既に取引時確認を行っている顧客等との間で行う取引であるため法第四条第三項の規定により同条第一項の規定を適用しないこととされる取引に該当する場合にあっては、当該取引時確認。次号において「契約時確認」という。）に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引

二　契約時確認が行われた際に当該契約時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行う取引

2　法第四条第二項第二号に規定する政令で定める国又は地域は、次に掲げるとおりとする。

一　イラン

二　北朝鮮

（既に確認を行っている顧客等との取引に準ずる取引等）

第十三条　法第四条第三項に規定する顧客等との取引に準ずるものとして政令で定める取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。

一　当該特定事業者が他の特定事業者に委託して行う第七条第一項第一号に定める取引であって、当該他の特定事業者が他の取引の際に既に取引時確認（当該他の特定事業者が当該取引時確認について法第六条の規定による確認記録（同条第一項に規定する確認記録をいう。次号において同じ。）の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている顧客等との間で行うもの

二　当該特定事業者が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の特定事業者の事業を承継した場合における当該他の特定事業者が他の取引の際に既に取引時確認を行っている顧客等との間で行う取引（当該他の特定事業者が当該特定事業者に対し当該取引時確認について法第六条第一項の規定により作成した確認記録を引き継ぎ、当該特定事業者が当該確認記録の保存をしている場合におけるものに限る。）

2　法第四条第三項に規定する政令で定めるものは、当該特定事業者（前項第一号に掲げる取引にあっては、同号に規定する他の特定事業者）が、主務省令で定めるところにより、その顧客等が既に取引時確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとった取引（当該取引の相手方が当該取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがあるもの及び当該取引時確認が行われた際に当該取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行うものを除く。）とする。

附則第三条の前の見出し、同条及び附則第四条を削る。

附則第五条に見出しとして「（経過措置）」を付し、同条の表第七条第一号の項中「第七条第一号」を「第六条第一号」に、「同項第二十号」を「同項第二十一号」に、「法附則第八条」を「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第五十六号）第十二条の規定により読み替えて適用する法附則第八条（以下「読替え後の法附則第八条」という。）」に改め、同表第七条第七号の項中「第七条第七号」を「第六条第七号」に、「第二条第二項第二十号」を「第二条第二項第二十一号」に、「法附則第八条」を「読替え後の法附則第八条」に改め、同表第十九条第一項の項中「第十九条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同表第二十四条第一項の項中「第二十四条第一項」を「第二十八条第一項」に、「同項第二十号」を「同項第二十一号」に、「第二十二号」を「第二十三号」に、「同項第二十一号」を「同項第二十二号」に改め、同条を附則第三条とする。

附則中第六条から第八条までを削り、第九条を第四条とし、第十条を第五条とし、第十一条から第十五条までを削る。

（保険業法施行令の一部改正）

第二条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「第二条第二項第十七号」を「第二条第二項第十八号」に改める。

第三十七条の四の五中「第二条第二項第十六号」を「第二条第二項第十七号」に改める。

（金融庁組織令の一部改正）

第三条　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

（総務省組織令の一部改正）

第四条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第八十七条第六号中「第十四条第一項の」を「第十五条第一項の」に改める。

（財務省組織令の一部改正）

第五条　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第八条第十六号及び第五十八条第十一号中「第二条第二項第三十三号」を「第二条第二項第三十六号」に改める。

第二章　経過措置

（本人確認を行っている顧客等との取引に準ずる取引等）

第六条　犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二条第一項に規定する施行日以後の取引に準ずるものとして政令で定める取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。

一　当該特定事業者（改正法附則第二条第一項に規定する特定事業者をいう。以下この条、次条及び第九条において同じ。）が他の特定事業者に委託して行う同項に規定する施行日（以下単に「施行日」という。）以後の金融取引（第一条の規定による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（附則第二項において「新令」という。）第七条第一項第一号に定める取引をいう。以下同じ。）であって、当該他の特定事業者が施行日前の取引の際に改正法による改正前の犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「旧法」という。）第四条第一項の規定による本人確認（以下単に「本人確認」といい、当該他の特定事業者が当該本人確認について旧法第六条の規定による本人確認記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている改正法附則第二条第一項に規定する顧客等（次号及び次項において単に「顧客等」という。）との間で行うもの

二　当該特定事業者が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の特定事業者の事業を承継した場合における当該他の特定事業者が施行日前の取引の際に本人確認を行っている顧客等との間で行う施行日以後の取引（当該他の特定事業者が当該特定事業者に対し当該本人確認について旧法第六条第一項の規定により作成した本人確認記録を引き継ぎ、当該特定事業者が当該本人確認記録の保存をしている場合におけるものに限る。）

2　改正法附則第二条第一項に規定する政令で定めるものは、当該特定事業者（前項第一号に掲げる取引にあっては、同号に規定する他の特定事業者）が、主務省令で定めるところにより、その顧客等が施行日前の取引の際に本人確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとった取引（当該取引の相手方が当該本人確認に係る顧客等又は代表者等（改正法による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「新法」という。）第四条第六項に規定する代表者等をいう。以下同じ。）になりすましている疑いがあるもの及び当該本人確認が行われた際に本人特定事項（旧法第四条第一項に規定する本人特定事項をいう。以下同じ。）を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が本人特定事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行うものを除く。）とする。

3　施行日以後の取引が第一項各号に掲げる取引である場合における改正法附則第二条第三項の規定の適用については、同項中「改正法附則第二条第一項及び第二項」とあるのは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第五十六号）第六条第一項各号」とする。